

各位

神奈川県行政書士会

## 定評ある実務必携書が5年ぶりに大幅リニューアル!

新刊書

『詳説 入管法と外国人労務管理・監査の実務  
—入管・労働法令、内部審査基準、実務運用、裁判例—〔第3版〕』

のご案内について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび標記新刊図書が新日本法規出版株式会社より発行されました。

本書は…

在留資格の要件や各種手続等の入管実務全般について、審査基準や裁判例等を踏まえて具体的かつ詳細に徹底解説されています。

「介護」、「特定技能」、「技能実習」の節が新たに設けられています。また、外国人労務管理及び適法性監査の章を新たに設け、入管法制と労働法制が交錯する接点等について重点的に解説されています。

つきましては、各位好個の実務書としてお役立ていただけるものと思料し、「次世代ビジネス対応 契約審査手続マニュアル —「新しい資本主義」を踏まえた契約類型—」と併せてご案内いたしますので、ご希望の向きは別添カタログ参照の上、下記要領にてお申込みください。 敬 白

記

### 1. 書名および価格

新刊書〈単行本〉

詳説 入管法と外国人労務管理・監査の実務  
—入管・労働法令、内部審査基準、実務運用、裁判例—〔第3版〕

価格 10,780円(税込) 送料570円

新刊書〈単行本〉

次世代ビジネス対応 契約審査手続マニュアル  
—「新しい資本主義」を踏まえた契約類型—

価格 5,830円(税込) 送料460円

※2書籍以上お申込みの場合、送料は発行所負担といたします。

### 2. 申込方法

裏面のFAX申込書(03-3235-7369)にてお申込みください。

### 3. 納品および 代金支払い方法

発行所より直接納品されます。代金は、ご注文品に同封の請求書により郵便局または全国の主要コンビニエンスストアおよび、料金収納端末設置店にてお支払いください。

また、請求書に記載されているバーコードからスマホ専用アプリ PayPayとau PAYでもお支払いいただけます。

※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。  
※お申込みいただきましたお客様のお名前・ご住所などの情報は、ダイレクトメールのお届けなど発行所の営業活動に限り使用され、厳重に管理されております。  
※この案内に要した諸費用はすべて発行所の負担です。

(発行所および  
お問い合わせ先)

新日本法規出版株式会社

〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2-6  
TEL(03)3269-2169 FAX(03)3235-7369

(30-27016)

新日本法規出版株式会社 東京支社 営業部  
神奈川県行政書士会 申込受付係 行

お申込みはFAXにて

FAX 03-3235-7369

【 申 込 書 】

<b>新刊書</b> 〈単行本〉コード5100236 詳説 入管法と外国人労務管理・監査の実務 —入管・労働法令、内部審査基準、実務運用、裁判例—〔第3版〕	価格10,780円(税込) 送料 570円	<input type="checkbox"/> 部
<b>新刊書</b> 〈単行本〉コード5100235 次世代ビジネス対応 契約審査手順マニュアル —「新しい資本主義」を踏まえた契約類型—	価格 5,830円(税込) 送料 460円	<input type="checkbox"/> 部

※2書籍以上お申込みの場合、送料は発行所負担といたします。

☑上記書籍を代金後払いにて申込みます。

※太線内をご記入ください。

年 月 日	
<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	ご住所
フリガナ	
お名前 (名称) <span style="float: right;">(印)</span>	
TEL 〈       〉       —	ご担当 (内線)
FAX 〈       〉       —	

※電話番号による登録をおこないますので、必ず市外局番からご記入ください。  
※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。  
※お申込みいただきましたお客様のお名前・ご住所などの情報は、ダイレクトメールのお届けなど発行所の営業活動に限り使用され、厳重に管理されております。

30-001-27016

第10 技能実習修了者による「技術・人文知識・国際業務」等の就労資格取得の可否

技能実習修了者による「技術・人文知識・国際業務」等の就労資格取得の可否について、審査要領において次のとおり明確化されています。

1 「技能実習」から「技術・人文知識・国際業務」等の就労資格への在留資格変更許可申請に係る扱い

上記第1章第3節6(13)アのとおり、審査要領においては、「技能実習」の在留資格をもって在留する者からの在留資格変更については、身分関係の成立又は出国準備を理由とする場合を除き、原則として「狭義の相当性」がないとして許可しないとされています。

しかし、例外として、例えば技能実習生のうち特に優秀であった者が、所属していた監理団体や実習実施者において、技能実習によって修得した技能等を活用して、在籍する技能実習生を指導等する業務に従事することや、技能実習生の入国後講習等の場において、技能実習により修得した技能等に関する講師を務めること等は、技能実習制度の趣旨に沿うものであることから、下記(1)及び(2)を満たす場合には、上陸許可基準(学歴要件、実務経験要件等)を満たす限りは、「技術・人文知識・国際業務」等の就労資格への在留資格変更が許可されうるとされています。

- (1) 申請に係る活動等について以下の①ないし⑤を全て満たしていること
- ① 契約機関等の事業内容が、監理団体や実習実施者等の技能実習生の受入れに関するものであること
- ② 技能実習時に修得した技能等について、本国からの技能実習生に対する指導等を行い、申請人が技能移転等、母国の経済発展の貢献に資する活動を行うものと認められること
- ③ 申請人がN2相当以上の日本語能力を有すると認められること
- ④ 就業場所における技能実習生の在籍数等からみて、十分な業務量が確保されていると認められること

第8節 「技能実習」

第1 監査の重要性

技能実習法上、監理団体及び実習実施者がそれぞれ遵守すべき事項は非常に多く、遵守していない場合は、監理団体は報告徴収・立入検査(技能実習35 1)、改善命令(技能実習36 1)、事業停止命令(技能実習37 Ⅱ)、監理許可の取消し(技能実習37 1)及び事業者名の公表(技能実習36 Ⅱ・37 Ⅱ)等の行政処分等を受ける可能性があり、実習実施者は報告徴収・立入検査(技能実習13 1)、改善命令(技能実習15 1)、実習認定の取消し(技能実習16 1)及び事業者名の公表(技能実習15 Ⅱ・16 Ⅱ)等の措置を受ける可能性があります。また、技能実習法違反について刑事罰が規定されている事項も多く存在します(「技能実習法の実務」257～262頁参照)。

監理団体は、外部監査又は外部役員措置のいずれかを実施していることが義務付けられています(技能実習25 1 ⑤)。実習実施者は、外部監査を受けることを義務付けられてはいますが、入管法、技能実習法及び労働法を遵守している状態を常に維持し続ける必要があります。それを実現するために、入管法、技能実習法及び労働法の全てに精通する専門の弁護士等による適法性監査を、(団体監理型技能実習にあっては監理団体による監査とは別に、)定

第3節 外国人労働者受入後の労働管理及び適法性監査

第1 外国人労働者受入後の労働管理

外国人労働者受入後の労働管理については、後記1の実体的事項及び後記2の手続的事項の双方に留意する必要があります。

【外国人労働者受入後の労働管理における重点的留意事項】

実体的事項	手続的事項
(1) 在留資格該当性の維持(在留資格該当性の全体的判断)	(1) 受入企業自身が行うべき事項 ア 外国人労働者に係る最新かつ正確な情報の把握
(2) 労働法、社会保険法及び租税法の遵	

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1  
本総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2022.9)51002361

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

エ 商業ラフティングのリバーガイド

商業ラフティングのリバーガイドが単独でボートを操り運行することは容易ではなく、ボートに乗り合わせた複数の乗員によるパドル操作と協力が不可欠な要素となっており、乗員全員が協力しながら激流を通過していくという達成感と連帯感を共有していくものであり、遊戯的な要素を持ちつつ体を動かすという観点から、上記アの生涯スポーツに含まれます。また、リバーガイドは、ラフティングを行う前に乗員に対して安全対策を行い、運行中に豊富な経験に基づいてパドルによるコントロールを乗員に指示することから指導員としての要素が強く、さらに当該事案に係る外国人のリバーガイドについては、経験が不足している日本人ガイドへの技術指導も行うとされていることに鑑み、上陸基準省令の技能の項の下欄8号の「スポーツの指導」に当たるとされています(入国・在留審査先例集18-1・20-4)。

オ キャニオニングガイド

キャニオニングは、救命胴衣等の装備を身につけた参加者がボート等を使用せず、滝を滑り降りたり川へ飛び込んだりなどしながら川下りをするものです。参加者はガイドの指導を受けつつ、川の流れの強さやカレント(流れの方向)等を体感しつつ、手足を使って最適なコース取りを行ったり、参加者全員が連なり川を下る際は、互いに声を掛け合い協力し合いながら川を下ることで達成感や連帯感を共有します。このキャニオニングは、上記アの生涯スポーツに含まれます。そして、当該事案に係る申請人がシニアガイドとしてジュニアガイドの指導も行うとされていること及び当該事案に係る受入機関にガイドとして認定されるためには安全知識や流体力学のほか、スイミング技術が求められること等に鑑み、キャニオニングガイドは、上陸基準省令の技能の項の下欄8号の「スポーツの指導」に当たるとされています(入国・在留審査先例集20-4)。

エ 外国人との間の契約関係の吟味(本邦の公私の機関との契約)

(ア) 契約関係の重要性

特に国際的な人事異動が多い企業グループ等において、外国人との間の契約関係の存在も重要です。例えば、許可要件(在留資格該当性)として「本邦の公私の機関との契約」関係の存在が求められる在留資格「技術・人文知識・国際業務」について、実際はそのような契約関係が存在しないにもかかわらず、存在するかのように装って申請し、許可を取得している事案がみられます。このような場合は、たとえ単純就労ではなく専門的な業務に従事させているとしても、在留資格該当性がない以上、不法就労であり、資格外活動罪、不法就労長罪及び在留資格等不正取得罪が成立します。特に国際的な人事異動に関しては、グループ企業だからとか提携関係にある企業だからといって安易に考えるのではなく、外国人との契約関係について、入管法、労働法、社会保険法及び租税法の観点からの総合的で緻密な検討が必須です。就労資格をもって在留する外国人との雇用契約の内容については、入管法若しくは技能実習法上の明文又は解釈により、労働法令等への適合性が求められるところ、特に後記(イ)ないし(ス)の事項の検討が重要です。

(イ) 労働契約の準拠法

i 法の適用に関する通則法  
外国人が日本企業に雇用される場合の国際的労働関係については、いずれの国の労働契約法が適用されるかという準拠法の問題があります。労働契約の成立及び効力は、当事者が契約時に選択した地の法により(法適用7)、この選択がないときは、契約当時において当該契約に最も密接な関係がある地の法による(法適用8 1)ということが、契約の準拠法的一般原則です。

(17) 在留期間更新許可申請の失念により就労中に在留期限が経過した場合の対応
(18) 労働者の損害賠償責任
(19) 行政庁による実地検査、報告徴収、指導、立入検査等への対応
(20) 監理団体の労働組合法上の使用者性(技能実習生の労働条件に係る労働組合の団体交渉への対応)
(21) 専門の弁護士等から継続的な助言指導を受ける体制の構築



詳説

入管法と外国人労働管理・監査の実務

—入管・労働法令、内部審査基準、実務運用、裁判例—

著 弁護士 山脇 康嗣

【第3版】

好評をいただいた  
「〔新版〕詳説 入管法の実務

—入管法令・内部審査基準・実務運用・裁判例—の最新版!!

◆在留資格の要件や各種手続等の入管実務全般について、審査基準や裁判例等を踏まえて具体的かつ詳細に徹底解説しています。

◆「介護」、「特定技能」、「技能実習」の節を新たに設けています。また、外国人労働管理及び適法性監査の章を新たに設け、入管法制と労働法制が交錯する接点等について重点的に解説しています。

◆入国在留審査関係申請取次行政書士としても豊富な実務経験を持つ弁護士が執筆しています。

◆新版刊行後の多くの法令改正、審査基準変更、新裁判例及び実務運用の変更を盛り込んでいます。



B5判・総頁1,134頁  
定価 10,780円(本体 9,800円)  
送料 570円

※従来のA5判からB5判へ変更となりました。

0120-089-339 受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)  
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>  
E-mail [eigy@sn-hoki.co.jp](mailto:eigy@sn-hoki.co.jp)



詳細はコチラ!

電子書籍も  
新日本法規WEBサイトで  
発売!!

〈電子版〉  
定価 9,790円(本体 8,900円)

パソコン スマートフォン タブレット で閲覧いただけます。  
「新日本法規アプリ」での閲覧は、iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playよりアプリ(無償)をインストールし、電子書籍をダウンロードしてご利用ください。ブラウザでの閲覧は、ストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。



## 第1章 入管法総論 一入国・在留諸手続等一

### 第1節 入管業務の特殊性

- 1 入管法の目的である「公正な出入国在留管理」の正確な理解
  - (1) 意義
  - (2) 「外国人の」管理ではなく、「外国人の出入国在留の」管理であること
  - (3) 出入国在留の単なる管理ではなく、出入国在留の「公正な」管理であること
- 2 広範な行政裁量
  - (1) 入管法の規定
  - (2) 最も根源的な最高裁判例
  - (3) 最高裁平成27年3月3日判決の出現
  - (4) 実務上の運用
- 3 受任、案件処理上の留意点
  - (1) 虚偽申請、虚偽の証拠提出は絶対に行わないこと
  - (2) 入管関連法令、労働関連法令、入国・在留審査要領、実務上の運用の正確な理解
  - (3) 裁量統制と手続の適正を強く意識すること
  - (4) できるだけ行政手続内での処理を目指すこと
  - (5) 弁護士、行政書士に求められる「厳しさ」「優しさ」「粘り強さ

### 第2節 入管法上の在留資格制度

- 1 一在留一在留資格の原則
  - (1) 一在留一在留資格の原則の意義
  - (2) 正規在留と非正規在留
  - (3) 非正規在留の態様
  - (4) 非正規在留の合法化
- 2 各在留資格の分類
  - (1) 分類概念
  - (2) 就労可能資格と就労不能資格
  - (3) 活動類型資格と地位等類型資格

### 第3節 入管法上の諸手続

- 1 上陸審査手続
  - (1) 入国審査官による上陸審査
  - (2) 上陸のための条件
  - (3) 上陸のための条件の主張立証責任
  - (4) 上陸手続における在留資格認定証明書の重要性
    - (5) 査証(いわゆるビザ)
    - (6) 上陸許可基準
    - (7) 上陸拒否事由
    - (8) 特別審理官による口頭審理
    - (9) 法務大臣による裁決
    - (10) 退去命令
  - (11) 上陸申請の取下げ
- 2 入管法7条1項1号ないし4号の各「上陸のための条件」に即した上陸手続の説明
  - (1) 入管法7条1項柱書
  - (2) 入管法7条1項1号
  - (3) 入管法7条1項2号
  - (4) 入管法7条1項3号
  - (5) 入管法7条1項4号
  - (6) 上陸特別許可、上陸拒否の特例
- 3 上陸許可
- 4 査証事前協議
- 5 在留期間更新許可申請
  - (1) 在留期間更新許可申請の意義
  - (2) 「特定活動」に係る手続
  - (3) 「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」に係る手続
  - (4) 「留学」に係る手続
  - (5) 就労可能な活動類型資格で在留する外国人が転職する場合に係る手続
  - (6) 在留期間更新許可申請の管轄(申請先)
  - (7) 在留期間更新許可の要件
  - (8) 在留資格該当性及び狭義の相当性の判断枠組み
  - (9) 在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン
  - (10) 在留期間更新、在留資格変更における上陸許可基準等の位置付け
    - (11) あるべき審査方法
    - (12) 在留期間の更新に係る特則
- 6 在留資格変更許可申請
  - (1) 在留資格変更許可申請の意義
  - (2) 「特定活動」に係る手続

●第1章第3節以降の細目の一部および第2章の細目とは省略してあります。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

## 第2章 入管法各論 一各在留資格等詳説一

### 第1節 「技術・人文知識・国際業務」

- 第1 在留資格の概要
  - 第2 「人文知識・国際業務」類型の在留資格該当性の定め
  - 第3 「人文知識・国際業務」類型の在留資格該当性の説明
  - 第4 「人文知識・国際業務」類型の上陸許可基準の定め
  - 第5 「人文知識・国際業務」類型の上陸許可基準の説明
  - 第6 就職活動を目的とする「留学」から「特定活動」への在留資格変更(卒業後1年目の就職活動)
  - 第7 地方公共団体が実施する就職支援事業に参加して行う就職活動(卒業後2年目の就職活動)
  - 第8 日本語教育機関卒業後の継続就職活動
  - 第9 就職活動を目的とする「特定活動」で在留中に就職先が内定した者の採用までの継続在留について
  - 第10 技能実習修了者による「技術・人文知識・国際業務」等の就労資格取得の可否
  - 第11 「短期滞在」と「技術・人文知識・国際業務」等の就労資格の区別について(短期商用の限界)
  - 第12 「技術・人文知識・国際業務」に係る提出資料
  - 第13 具体的事例による「人文知識・国際業務」類型の理解
  - 第14 「技術」類型の在留資格該当性の定め
  - 第15 「技術」類型の在留資格該当性の説明
  - 第16 「技術」類型の上陸許可基準の定め
  - 第17 「技術」類型の上陸許可基準の説明
  - 第18 入管庁が発表している「技術」類型の典型的事例
  - 第19 「技術」類型に係る提出資料
  - 第20 具体的事例による「技術」類型の理解
- 第2節 「企業内転勤」
    - 第1 在留資格の概要
    - 第2 在留資格該当性の定め
    - 第3 在留資格該当性の説明
    - 第4 上陸許可基準の定め
    - 第5 上陸許可基準の説明
    - 第6 「企業内転勤」に係る提出資料
    - 第7 具体的事例による理解
  - 第3節 「介護」
    - 第1 在留資格の概要
    - 第2 在留資格該当性の定め
    - 第3 在留資格該当性の説明
    - 第4 上陸許可基準の定め
    - 第5 上陸許可基準の説明
    - 第6 「介護」に係る提出資料
    - 第7 具体的事例による理解
  - 第4節 「技能」
    - 第1 在留資格の概要
    - 第2 在留資格該当性の定め
    - 第3 在留資格該当性の説明
    - 第4 上陸許可基準の定め
    - 第5 上陸許可基準の説明
    - 第6 「技能」に係る提出資料
    - 第7 具体的事例による理解
  - 第5節 「経営・管理」
    - 第1 在留資格の概要
    - 第2 在留資格該当性の定め
    - 第3 在留資格該当性の説明
    - 第4 上陸許可基準の定め
    - 第5 上陸許可基準の説明
    - 第6 外国の企業が対日投資を行う場合のスキーム選択
    - 第7 「経営・管理」に係る提出資料
    - 第8 本邦の一定の大学等を卒業した外国人による起業に係る在留資格「特定活動」(告示外特定活動)の創設
  - 第9 具体的事例による理解
  - 第6節 「高度専門職」
    - 第1 在留資格の概要
    - 第2 在留資格該当性の定め
    - 第3 在留資格該当性の説明
    - 第4 上陸許可基準の定め
    - 第5 上陸許可基準の説明
    - 第6 出入国在留管理上の優遇措置

- 第7 「高度専門職」に係る提出資料
- 第7節 「特定技能」
  - 第1 特定技能所属機関に対する適法性監査の重要性
  - 第2 監査事項及び確認すべき書類等
- 第8節 「技能実習」
  - 第1 監査の重要性
  - 第2 監理団体に対する外部監査
  - 第3 実習実施者に対する適法性監査
- 第9節 「家族滞在」
  - 第1 在留資格の概要
  - 第2 在留資格該当性の定め
  - 第3 在留資格該当性の説明
  - 第4 上陸許可基準の定め
  - 第5 上陸許可基準の説明
  - 第6 「家族滞在」に係る提出資料
- 第10節 「日本人の配偶者等」
  - 第1 在留資格該当性
  - 第2 「日本人の配偶者等」に係る提出資料
- 第11節 「永住者」
  - 第1 在留資格の概要
  - 第2 永住許可の要件
  - 第3 実務上の留意点
  - 第4 永住許可申請に係る提出書類
- 第12節 「永住者の配偶者等」
  - 第1 在留資格該当性
  - 第2 「永住者の配偶者等」に係る提出書類
- 第13節 「定住者」
  - 第1 在留資格の概要
  - 第2 告示定住(定住者告示をもってあらかじめ定める地位を有する者としての活動)
  - 第3 乗行善良要件(定住者告示3号、4号、5号ハ、6号ハ)
  - 第4 告示外定住(定住者告示をもって定める地位を有する者としての活動にはあたらないが、「定住者」の在留資格が認められるもの)
  - 第5 「定住者」に係る提出資料
- 第14節 「特定活動」
  - 第1 在留資格の概要
  - 第2 在留資格該当性の定め
  - 第3 在留資格該当性の説明
  - 第4 具体的事例による理解
- 第15節 「短期滞在」
  - 第1 在留資格の概要
  - 第2 在留資格該当性の定め
  - 第3 在留資格該当性の説明
  - 第4 「短期滞在」に係る提出資料(病気治療等の理由により「短期滞在」の在留期間を更新する場合)
  - 第5 具体的事例による理解
- 第16節 在留特別許可
  - 第1 在留特別許可
  - 第2 退去強制事由
  - 第3 退去強制手続
  - 第4 在留特別許可の法的性質
  - 第5 在留特別許可が認められる類型
  - 第6 在留特別許可を求める場合の必要書類(婚姻事案の場合)
  - 第7 仮放免
  - 第8 進捗願い
  - 第9 退去強制令書が発付された後にとるべき手続
- 第17節 再審情願
  - 第1 再審情願の法的性質
  - 第2 再審情願の類型
  - 第3 難民認定申請をした在留資格未取得外国人に係る再審情願等
  - 第4 再審情願の実際
  - 第5 再審情願をする際の注意点
- 第18節 上陸特別許可・上陸拒否の特例
  - 第1 上陸特別許可
  - 第2 上陸拒否の特例
  - 第3 事前手続としての在留資格認定証明書交付申請
  - 第4 「当該外国人が再入国の許可を受けているとき」(入管法12条1項1号)の解釈
  - 第5 「当該外国人が人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入ったものであるとき」(入管法12条1項2号)の解釈

- 第6 「その他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるとき」(入管法12条1項3号)の解釈
- 第7 具体的事例による理解

## 第3章 外国人労務管理及び適法性監査

### 第1節 外国人法制全体の理解

- 第1 外国人労務管理の意義
  - (1) 在留資格の使い分けによる外国人労働者の緻密な採用計画の立案(適材適所の採用)とその実行に係る支援
  - (2) 適法かつ適正な受入れの維持のための継続的な助言指導
  - (3) 採用した外国人労働者の定着支援
- (1) 外国人労働者にとって魅力的なキャリアプランの提示
- (2) 待遇向上としての賃上げのための具体的な方法の提示
- (3) 外国人就業環境の整備
- (4) 補助金(有期雇用から無期雇用への転換に係るキャリアアップ助成金、雇用環境調整金等)の有効活用
- (5) 外国人受入れに係る適法性監査(特に実習実施者及び特定技能所属機関に対するもの)

- 第2 外国人法制に係る根幹法
  - 1 入管法
  - 2 入管特例法
  - 3 日米地位協定、国連軍地位協定
- 第3 在留資格制度
  - 1 就労の可否(就労可能資格と就労不能資格)
  - 2 在留資格ごとの在留資格該当性(就労の可否・範囲)の正確な理解
    - (1) 在留資格該当性の意義
    - (2) 在留資格該当性の機能
    - (3) 就労活動の意義
  - 3 資格外活動許可
- 第4 入管法や技能実習法等の違反者に対する制裁(コンプライアンス徹底の必要性)

- 1 近時の入管法制の傾向(外国人の受入基準の緩和と管理強化の一体的同時進行)
- 2 刑事罰
  - (1) 不法就労助長罪
  - (2) 資格外活動幫助罪
  - (3) 在留資格等不正取得罪
  - (4) 改善命令違反罪
  - (5) 届出規定違反罪
  - (6) 報告徴収等違反罪
  - (7) 技能実習法違反罪
  - (8) 外国人雇用状況届出規定違反罪
  - (9) 職業安定法違反罪(国外にわたる職業紹介)
- 3 行政制裁
  - (1) 行政処分等
  - (2) 受入不可

### 第2節 外国人労働者受入時点での労務管理

- 第1 受入可否の判断の実施
  - 1 判断プロセス
    - (1) 既に日本国内に在留している外国人を雇い入れようとする場合
    - (2) 海外から外国人を新たに招聘し、雇い入れようとする場合
  - 2 就労資格への在留資格変更の要否に係る判断
    - (1) 採用候補者が、入管法別表第2の在留資格をもって在留する外国人又は入管特例法の特別永住者である場合
    - (2) 採用候補者が、入管法別表第1の在留資格をもって在留する外国人である場合
  - 3 取得すべき就労資格の決定
    - (1) 何が適切な在留資格であるかを検討する際の大枠の方向性
    - (2) 在留資格ごとの許可要件の正確な理解
  - 4 就労資格の取得が必要な場合にとるべき受入手続の選択(各手続ごとの要件に係る正確な理解)
    - (1) 外国人が新規入国する場合
    - (2) 外国人が日本に既に在留している場合
- 第2 受入手続の実行(各要件の主張立証に係る留意点)
  - 1 要件ごとの裁量の有無の把握
    - (1) 裁量がある要件
    - (2) 裁量がない要件
  - 2 論点ごとに有利に援用できる裁判例の把握
  - 3 罰則の理解(不正申請等には一切関与しないこと)

- 第3 派遣形態や業務委託形態による受入れの留意点
  - 1 派遣形態
    - (1) 自社において従事させる業務が、当該外国人が保有する在留資格で認められる活動範囲に含まれるか否かのチェック
    - (2) 派遣元による出入国在留管理局への申請内容のチェック
    - (3) 特に留意すべき悪用スキーム
  - 2 業務委託形態
    - (1) 業務委託先の外国人労働者を受け入れる場合
    - (2) 外国人個人と業務委託契約を締結する場合
- 第4 職業紹介事業者によるあっせんの利用にあたっての留意点
  - 1 第三者による雇用関係成立のあっせんを受けない場合
  - 2 第三者による雇用関係成立のあっせんを受ける場合
    - (1) 職業紹介事業
    - (2) 国外にわたる職業紹介
    - (3) 有料職業紹介に係る手数料の規制
  - 3 職業紹介における均等待遇
- 第5 求人・求職情報サービスの利用にあたっての留意点
- 第6 登録支援機関の利用にあたっての留意点(特定技能1号)

### 第3節 外国人労働者受入後の労務管理及び適法性監査

- 第1 外国人労働者受入後の労務管理
  - 1 実体的事項
    - (1) 在留資格該当性の維持(在留資格該当性の全体的判断)
    - (2) 労働法、社会保険法及び租税法の遵守
    - (3) 労働条件の変更
    - (4) 業務命令、配転命令、出向命令等の人事権行使の限界
    - (5) 派遣先の変更
    - (6) 休業
    - (7) 時間外労働
    - (8) 年次有給休暇の取得のさせ方
    - (9) 労働安全衛生
    - (10) 寄宿舎
    - (11) パワー・ハラスメント防止の措置義務等
    - (12) セクシュアル・ハラスメント防止の措置義務等
    - (13) マタニティ・ハラスメント防止の措置義務等
    - (14) 育児介護休業等関連ハラスメント防止の措置義務等
    - (15) 適切な支援、環境調整の実施、キャリアアッププランの実行
    - (16) 雇用関係の終了
    - (17) 在留期間更新許可申請の失念により就労中に在留期限が経過した場合の対応
    - (18) 労働者の損害賠償責任
    - (19) 行政庁による実地検査、報告徴収、指導、立入検査等への対応
    - (20) 監理団体の労働組合法上の使用者性(技能実習生の労働条件に係る労働組合の団体交渉への対応)
    - (21) 専門の弁護士等から継続的な助言指導を受けける体制の構築
  - 2 手続的事項
    - (1) 受入企業自身が行うべき事項
    - (2) 外国人従業員に行わせるべき事項
- 第2 外国人労務に係る適法性監査
  - 1 監査の意義
    - (1) 特定技能所属機関
    - (2) 監理団体、実習実施者
    - (3) 特定技能外国人及び技能実習生を受け入れていない企業
  - 2 監査事項
    - (1) 特定技能所属機関
    - (2) 監理団体、実習実施者
    - (3) 特定技能外国人及び技能実習生を受け入れていない企業

## 索引

- 事項索引
- 判例年次索引
- 労働委員会決定年次索引

## 掲載内容

### 第1章 スマート農業に関する契約の審査

- 1 総論
- 2 農業への参入①～農業法人の設立～
- 3 農業への参入②～法人による農地の所有権・賃借権の取得～
- 4 農業への参入③～農業支援サービス事業への参入～
- 5 スマート農業の実践①～スマート農機のシェアリング～  
書式例1 農機共同利用契約書
- 6 スマート農業の実践②～専門作業受注型契約～  
書式例2 農作業委託契約書(ドローン農業散布)
- 7 スマート農業の実践③～農業に関する情報の集積と活用～
- 8 攻めの農業①～新品種の共同研究開発契約とブランド化～  
書式例3 共同研究開発契約書
- 9 攻めの農業②～農産物の流通～  
書式例4 契約栽培に関する播種前契約書

### 第2章 モビリティに関する契約の審査

- 1 はじめに
- 2 自動運転車の事故に係る責任
- 3 自動運転移動サービスに関する契約  
書式例5 自動運転移動サービスの運行に関する注意義務の基準
- 4 自動車のサブスクリプション契約  
書式例6 自動車サブスクリプション契約書

### 第3章 カーボンニュートラルに関する契約の審査

- 1 カーボンニュートラルが企業に与える影響
- 2 カーボンニュートラルにおける環境価値取引(クレジット取引)を理解するための視点
- 3 クレジット売買契約  
書式例7 クレジット売買契約書
- 4 電力購入契約(オンサイトPPA)  
書式例8 電力購入契約書(オンサイトPPA)
- 5 取引基本契約条項に関する提案(取引先に対する表明及び保証)  
書式例9 取引基本契約条項に関する提案(取引先に対する表明保証)

### 第4章 新しい働き方に関する契約の審査

- 1 総論
- 2 ジョブ型雇用に関する契約  
書式例10 就業規則(社員区分あり)(抜粋)
- 3 テレワークに関する契約  
書式例11 テレワーク勤務規程(就業規則)
- 4 フリーランスに関する契約  
書式例12 業務委託契約書(ウェブページ制作)
- 5 副業・兼業に関する契約  
書式例13 就業規則(抜粋)  
書式例14 副業・兼業許可申請書  
書式例15 副業・兼業先における勤務状況報告書  
書式例16 誓約書

### 第5章 M&Aに関する契約の審査

- 1 はじめに(総論)
- 2 株式譲渡契約(事業承継型M&A)  
書式例17 株式譲渡契約(事業承継型)
- 3 株式譲渡契約(カープアウトM&A)  
書式例18 株式譲渡契約(カープアウトM&A)

### 第6章 スタートアップに関する契約の審査

- 1 スタートアップの契約における審査の視点
- 2 投資契約  
書式例19 投資契約書
- 3 共同研究開発契約  
書式例20 共同研究開発契約書
- 4 ライセンス契約  
書式例21 ライセンス契約書

### 第7章 デジタル市場に関する契約の審査

- 1 デジタル市場分野の契約における契約の視点
- 2 クラウドサービス提供契約  
書式例22 クラウドサービス利用規約

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

ご好評を頂いた  
契約審査手続マニュアルのスピニングアウト版!

# 次世代ビジネス対応 契約審査手続マニュアル

—「新しい資本主義」を踏まえた契約類型—

編集 契約審査実務研究会  
代表 山田 尚武(弁護士)



- 昨今の重要分野や最先端分野の様々な契約類型を取り上げ、実務上の問題点と検討事項を解説しています。
- 各契約書中では【チェック事項】として契約条項の留意点を示し、末尾には契約審査のポイントをまとめたチェックリストを掲載しています。
- 「新民法対応 契約審査手続マニュアル」に携わった主要メンバーを始めとする各執筆者が、精力的に取材した資料や研究成果を基に執筆しています。



B5判・総頁386頁  
定価 5,830円(本体5,300円)  
送料460円

0120-089-339 受付時間 9:00~16:30  
(土・日・祝日を除く)  
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>  
E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)



詳細はコチラ!

電子書籍も  
新日本法規WEBサイトで  
発売!!

〈電子版〉  
定価 5,280円(本体4,800円)

パソコン スマートフォン タブレット で閲覧いただけます。  
「新日本法規アプリ」での閲覧は、iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playよりアプリ(無償)をインストールし、電子書籍をダウンロードしてご利用ください。  
ブラウザでの閲覧は、ストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

新日本法規出版株式会社

本社 東京都中央区本町2-1-1  
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2022.9)51002351

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版



内容見本  
 (B5判縮小)

書式例6 自動車サブスクリプション契約書

自動車サブスクリプション契約書

(賃借人：非事業者)○○○○(以下「甲」という。))と(貸借人)○○株式会社(以下「乙」という。))は、乙から甲に対する自動車の賃貸に関し、以下のとおり契約(以下「本契約」という。))を締結する。

第1条 (契約の目的及び契約の成立)

乙は、甲が指定する別表○〔省略〕記載の売主から、甲が指定する別表○〔省略〕記載の自動車(以下「本件自動車」という。))を買い受けて、本契約に定める条件で、甲に対し賃貸し、甲はこれを賃借する。なお、本件自動車には、別表○〔省略〕記載の乙指定の自動車保険(任意保険)及び乙指定のメンテナンス業者(以下「乙の指定事業者」という。))によるメンテナンスサービスが付帯している。

第2条 (本件自動車の引渡し、検査及び契約不適合責任)

- 乙は、本件自動車の自動車登録の手続完了後、甲に対し、速やかにその旨を通知し、甲は、甲乙間で合意した日に、別表○〔省略〕記載の引渡場所(以下「引渡場所」という。))で、乙立会いの下、別表○〔省略〕記載の検査表に従い、本件自動車を検査する(以下「本件検査」という。))。
- 本件自動車が本件検査に合格したときは、乙は、甲に対し、本件自動車を引渡場所で引き渡す。本件検査に不合格のときは、乙は、遅滞なく、当該不適合箇所を修理及び整備し、甲乙間で別途合意した日に、乙立会いの下、甲による本件検査を行い、本件自動車は引き渡される。
- 本件自動車の引渡し後○か月以内に、本件検査では発見し得なかった契約不適合箇所が発見されたときは、甲は、乙に対し、速やかに書面でその旨を通知する。乙が当該不適合箇所の存在を認めるときは、遅滞なく、これを修理及び整備するものとする。乙が当該契約不適合箇所に異議があるときは、遅滞なく、書面により甲にその旨を申し出て、甲乙間で協議の上、解決する。
- 天災地変、法令の制定若しくは改廃、自動車製造者の製造遅延、輸送遅延、自動車登録手続の遅延その他乙の故意又は過失によらず本件自動車の引渡しが遅延し又は履行不能になったとき、乙は当該遅延又は履行不能に係る責任を負わない。

【チェック事項】

ファイナンス・リース型カー・リース契約では、通常、貸借人(リース会社)の契約不適合責任の免責特約又は責任限定特約が置かれていますが、貸借人がサプライヤー(対象物件の売主)に対して有する契約不適合責任に係る請求権を賃借人に譲渡したり、サプライヤーが賃借人のために当該責任を負うことを保証すること等により、賃借人の権利保護が図られています。サブスクリプション契約でも、賃借人によるサプライヤーに対する当該権利行使が確保されるならば、第3項では、賃借人の契約不適合責任の限定も許容できるものと考えます。ただし、サプライヤーと貸借人との間で事前又は同時に締結される契約等で、サプライヤーのこのような責任が定められていることが必要になります(消費契約8②二)。

第3条 (自動車の所有者及び変更登録)

- 本件自動車の自動車検査証に記載される所有者は乙、使用者は甲とする。
- 本件自動車は、甲が使用するものとし、乙の事前の書面承諾を得た場合を除き、甲以外の者は使用できない。
- 甲は、氏名、住所又は本件自動車の使用の本拠の位置を変更しようとするときは、乙にあらかじめ通知する。甲は、当該手続に必要な書類を速やかに乙に提出し、乙が、本件自動車の自動車検査証の当該記載事項の変更申請を行うものとする。ただし、当該申請に要する費用は甲の負担とする。
- 乙の商号変更、本店所在地の変更又は合併、事業譲渡その他の乙の事情により、本件自動車の自動車検査証の記載事項の変更が必要になるときは、乙は、その費用を負担の上、当該変更申請を行うものとする。

トピックス

○フリーランスの保護の要請

フリーランスの広がりに伴い、その問題点が指摘されるようになり、成長戦略フォローアップにおいてもフリーランスの保護が意識されています。労働法規や独占禁止法、下請法の適用が求められる風潮が今後更に強まると予想されるため、フリーランスとの間で健全・公正な契約を締結することで予想外のリスクを防止するという意識で契約審査に臨む必要があります。

◆労働関係法規の適用可能性に関する留意点

フリーランスとの業務委託契約を締結する上で最も重要な点は、労働関係法令が適用されないようにすることです。形式的に労働契約を締結していない場合でも、実態としてフリーランスが「労働者」に該当すると判断された場合、労働基準法や労働組合法等の労働関係法規の適用を受け、フリーランスと発注者の間の法的関係が大きく変わってしまいます。

「労働者」の概念については、労働基準法や労働契約法等の労働条件を定める法令と、労働組合法とで異なる解釈がされますので、以下それぞれにつき解説します。

弁護士に聞きたい!

Q3 フリーランスが設立した法人と契約する場合

個人と契約する場合労働者に該当し得ることは分かりますが、フリーランスが設立した法人と契約する場合も労働法の適用があるのでしょうか。

A 形式的にいえば、労働契約上の労働者は自然人(個人)であることが想定されており、法人が労働者として労務提供を約する労働契約の成立は認められないと考えられます。例えば、東京地裁平成30年1月26日判決(判タ1463・190)は、

◆チェックリスト

労働基準法の適用を避けるための確認事項	
・業務の発注についてフリーランスに諾否の自由が確保されているか	<input type="checkbox"/>
・業務遂行方法の指定が業務内容との関係で必要最小限にとどまっているか	<input type="checkbox"/>
・役務提供の場所や時間の指定が業務の性質との関係で必要最小限にとどまっているか	<input type="checkbox"/>
・報酬が業務の性質上やむを得ない場合を除き稼働時間等ではなく成果に対して支払われる内容になっているか	<input type="checkbox"/>
・「有給休暇」「懲戒」「解雇」等、労働契約特有の文言が入っていないか	<input type="checkbox"/>
・給与所得を前提とした公的手続を行う等、労働契約であることを前提とした内容が含まれていないか	<input type="checkbox"/>
労働組合法の適用を避けるための確認事項	
・フリーランスによる役務提供が事業の不可欠な前提となっていないか	<input type="checkbox"/>
・契約の内容を一方的・定型的に決定するのではなく都度受注者と協議し決定しているか	<input type="checkbox"/>
・受注者が発注を引き受けることが原則となっている実態はないか	<input type="checkbox"/>
・定期的な作業報告や稼働予定申告の要求等、作業の遂行状況や日時場所を発注者が具体的に管理するための規定が入っていないか	<input type="checkbox"/>
経済法の遵守に関する確認事項	
・委託後直ちに取引条件を説明する書面(3条書面)を作成し、又は契約書の中で取引条件を明示しているか	<input type="checkbox"/>
・合理的な理由なく(十分な協議を経ることなく)他の発注先に提示する金額や市価を下回る報酬額を定めていないか	<input type="checkbox"/>
・報酬の支払期日が成果物の受領や役務の提供を受けた日から60日以内である等、下請法、独占禁止法上の規制を踏まえた支払期限になっているか	<input type="checkbox"/>
・成果物に関する知的財産権の使用許諾等も対象として対価を定めているか(特	<input type="checkbox"/>

第7章 デジタル市場に関する契約の審査

1 デジタル市場分野の契約における審査の視点

Point

- デジタル市場分野は、技術の進歩等、その環境の変化は著しく、日々新たなサービスが生まれますが、その変化に対応するためには、提供されるサービス、役務の内容等に応じて契約の内容を検討するとともに、基礎的な概念の理解がより重要となります。
- デジタル市場分野における取引には、定型取引に該当するものが少なくなく、定型約款に関する規制への対応が求められる場面があります。
- デジタル市場分野における取引では、データを対象とする取引が少なくなく、データの利活用に関する条項の審査が重要となるとともに、想定するビジネスによっては個人情報情報の適切な取扱いが重要となります。

◆デジタル市場の発展

成長戦略会議が取りまとめた成長戦略実行計画(令和3年6月18日)では、コロナ禍でも経済を牽引している分野の一つとしてデジタル市場分野が取り上げられており、デジタル市場分野は、ポストコロナ時代においても重要視される分野といえます。この点、「デジタル市場」あるいは、その前提としての「デジタル技術」は必ずしも画一的な定義が確立しておらず、論者やその文脈により、その具体的な意味内容が左右される側面は否めないものの、近時のビジネス環境において、AI技術(機械学習技術)、データあるいはクラウドサービスの重要性を否定することは難しいでしょう。コンピュータの性能向上や通信の高速化などによって情報処理が多様化し、リアルタイムで膨大なデータがクラウド上で取得、蓄積、そして、AI技術などにより分析

◆デジタル市場と契約

このように、デジタル市場を取り巻く環境や技術の変化あるいは進化のスピードは非常に早く、これまでに想定されていなかったビジネス形態やこれに伴う法的な問題が生じることは少なくありません。もっとも、対象となるビジネスが新しいものであっても、民法を始めとする既存の法規により取り扱われることに変わりはありません。むしろ、新規のビジネスであるがゆえに、今まで以上に、民法その他の既存の法規の基礎的な理解が重要となるともいえるでしょう。また、対象とするサービス、役務の内容や提供水準、取引の相手方との関係における画一処理の必要性等を勘案して、個々の条項を審査することが求められます。

本章では、デジタル市場分野の中でも特徴的な契約であるクラウドサービス提供契約を題材として契約の審査の考え方を解説しています。

◆デジタル市場分野における取引と定型約款規制

- デジタル市場分野における取引と定型約款  
 デジタル市場分野における取引は、システム開発契約などのハード面、ソフトウェア・ライセンス契約、サービス利用契約(クラウドサービス提供契約)、プラットフォーム型契約など、その種類は多岐にわたりますが、大量の画一処理を必要とすることから定型取引(民548の2①)に該当する取引が散見され、取引のために準備される規約、約款等が民法上の定型約款(民548の2①)に該当するケースが、他の取引類型と比較すると多いといえます。  
 このため、デジタル市場分野における取引においては、定型約款に関する規制への対応が必要となる場面が多くなります。
- 定型約款の合意